**指定介護予防支援等の一部委託説明書**

資料２－１

Ⅰ　概要

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 地域包括支援センターは、指定介護予防支援等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。 |
| ２ | 委託をするには、次の手続が必要です。  （１）流山市長にその旨を届け出ること。  （２）運営協議会の議（話し合い）を経ること。 |
| ３ | 運営協議会の議を経る目的は、指定介護予防支援等の実施について、公正中立性を確保することです。 |
| ４ | つまり、正当な理由なしに、委託先が特定の事業者に不当に偏っていないかどうか等の視点から、次の委託について意見を求めます。 |

Ⅱ　保険者の考え

|  |  |
| --- | --- |
| １ | Ｒ１．５月末時点における各包括の委託状況は、資料２－２のとおりです。 |
| ２ | これについて、次のことがわかります。  （１）各包括において、委託を含め、月２００～３００人程度サービスを提供している。※初年度である北部西を除く  （２）そのうち半分以上は委託により実施している。  （３）各包括とも、最多の委託先は、委託件数の約１５％を占めている。 |
| ３ | 正当な理由がなく、特定事業所へのサービスの偏りに対する対応措置である、指定居宅介護支援の特定事業所集中減算と同様に、委託先最多事業所占有率が８０％を超えない限り問題はないと考えます。 |

Ⅲ　用語の説明（参考）

|  |  |
| --- | --- |
| 指定介護予防支援等 | 地域包括支援センターの職員の方が要支援者や事業対象者のケアプランを作成し、介護予防サービス等の利用につなげ、給付管理を行うことです。 |
| 指定居宅介護支援 | ケアマネジャーが要介護者のケアプランを作成し、介護サービス等の利用につなげ、給付管理を行うことです。 |

Ⅳ　委託の概念図（参考）

地域包括支援センター

指定居宅介護支援事業者

①委託契約

③サービス提供

②利用契約

利　用　者